

報 告 第 1 9 号

平成 2 5 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成25年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

( 一 般 会 計 )

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績							比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源					一般財源	特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他			国庫支出金	県支出金	地方債			その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
4	衛生費	1 保健衛生費 環境基本 計画策定 業務	24	4,490,000	-	-	-	-	4,490,000	4,483,500	-	-	-	-	4,483,500	6,500	-	-	-	-	6,500
			25	2,120,000	-	-	-	-	2,120,000	2,110,500	-	-	-	-	2,110,500	9,500	-	-	-	-	9,500
			計	6,610,000	-	-	-	-	6,610,000	6,594,000	-	-	-	-	6,594,000	16,000	-	-	-	-	16,000

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 （省略）